

經濟論叢

第100卷 第3号

中谷實教授記念號

献 辭	出口 勇 蔵	
貨幣理論における投資・貯蓄接近法	菱 山 泉	1
ファイフェルの信用創造の概念	金 森 恒 利	21
金融仲介機関に関連する諸問題	岩 根 達 雄	41
中国における定息について	三 木 毅	56
ミルトン・フリードマンの 「貨幣数量説」について	石 川 常 雄	75
貨幣数量説の再検討	島 津 亮 二	99
物の流れと資金の流れ	鎌 倉 昇	116

中谷 實 教授 略歴・著作目録

昭和42年9月

京 都 大 學 經 濟 學 會

中国における定息について

三 木 毅

I

中国におけるプロレタリア文化大革命、特に1966年8月以来紅衛兵の造反（逆反）を加え、近年これ程わが国の報道を賑わし、政界のみならず、広く学界に争点を提供した事件はなかるうと思う。人は、これを社会主義革命の一過程であるとし、あるいは権力闘争であるという。どのみち、革命は階級間における権力闘争である。このことは、1966年8月8日の「プロレタリア文化大革命に関する決定」における「目下展開しつつあるプロレタリア文化大革命は、人々の靈魂を揺り動かす一つの大革命であり、わが国社会主義革命の発展の、さらに深化し、さらに広範になった段階である。毛沢東同志は、党の第8回第10次中央全体会議において、“およそ一つの政權を転覆しようとするならば、いずれにせよ先ず与論を造成し、意識形態の面での工作を行なうことが必要である。革命的階級がこのようにすれば、反革命的階級もそのようにする”と述べている。実践は、毛沢東同志のこのような論断が完全に正確であることを証明している。ブルジョア階級はすでに打倒されたのであるが、しかし彼等は搾取階級の旧思想・旧文化・旧風俗・旧習慣をもって、大衆を腐蝕し、人心を征服し、彼等を復位させる目的を達成しようと企図している。プロレタリア階級は、時あたかもこれに反対し、ブルジョア階級の意識領域中のすべての挑戦を真向うから痛撃し、プロレタリア階級自身の新思想・新文化・新風俗・新習慣をもって、全社会の精神状態を改変しなければならない。当面において、われわれの目的は資本主義の道を踏み出している実権派と戦い、失敗させ、ブルジョア階級の反動学術の“権威”を批判し、ブルジョア階級とすべての搾取階級の意識形態を批判し、教育を改革し、文芸を改革し、社会主義の経済基礎の

すべての不適当な上層建築を改革し、もって社会主義制度を鞏固にし、発展させる¹⁾によって明らかであろう。

新民主主義社会から社会主義社会にいたる時期一過渡期における階級は、劉少奇によれば、二つの搾取階級と二つの労働階級に区分されるという。すなわち、「二つの搾取階級：一つは社会主義に反対するブルジョア階級右派および打倒された地主買辦階級とその反動派である。ブルジョア階級右派は實際上帝国主義者であり、封建買辦残存勢力と蔣介石国民党の代理人である。他の一つは漸進的に社会主義改造をうける民族ブルジョア階級とその知識分子であり、彼等の大多数は社会主義と資本主義との間にあって動揺する過渡状態にある。二つの労働階級：一つは農民とその他の始めからの個人労働者であり、これらの労働者の大部分はすでに合作社に加入し、ますます社会主義の熱烈な擁護者となっている。他の一つは労働者階級であり、これは全国人民中の最も進歩的な隊伍であって、われわれの国家政權と社会主義事業の指導力である。²⁾」ところで、ここにいう二つの労働階級を直ちにプロレタリア階級と理解することはできない。労働者階級は異論なくプロレタリア階級なのであるが、農民は、人民公社の段階においてなお小生産用具を所有し、自留地(自耕地)の生産物を自ら販売しうることを考慮すれば、プロレタリア階級とはみなされない。労働者階級と農民との間には、依然として階級的矛盾がある。個人農民はすでに消滅したが、農民一般は「最後の資本主義的階級³⁾」としての属性を完全に脱却していないとみるべきである。

買辦的大ブルジョア階級が打倒された以後におけるブルジョア階級の主体は、中(民族)・小ブルジョア階級である。彼等は社会主義改造をうけ、次第にその性格を変革し、1957年にいたる資本主義工商業の公私合営化を通じて、

- 1) 中国共産党中央委員会、關於無産階級文化大革命的決定、1966年8月8日、「紅旗」総第18期、1966年8月、1-2頁。
- 2) 劉少奇、中国共産党中央委員会向第八届全国代表大会第二次會議的工作報告、1958年5月5日、「新華半月刊」総第133期、1958年6月、2頁。
- 3) J. V. Stalin, The Right Deviation in the C. P. S. U. (B.), Marx-Engels-Lenin Institute of the C. C., C. P. S. U. (B.)(ed.), *J. V. Stalin Works*, Vol. 12, 1955, p. 42.

すでにブルジョア階級一般は打倒されたのである。しかし、前掲「決定」においてブルジョア階級の復権が攻撃され、紅衛兵による“民族資本家は定息を返上せよ”の要求が出されるところから判断して、ブルジョア階級は「打倒されたが絶滅されていない」⁴⁾のである。

さて、上述の通り、定息はブルジョア階級に対して支払われている。資本主義的私営企業が消滅した今日の段階では、ブルジョア階級の企業活動は国家資本主義企業において、より具体的にいえば、国家資本主義の高級形式である公私合営企業においてのみ可能である。したがって、定息の源泉は、公私合営企業における全人民もしくは国家(公方)の所有する資本—公股を除く資本家(私方)の所有する資本—私股である。ただし、資本家は資本の所有権を維持するものの、それを自由に処分することはできず、使用権は公方が掌握している。実は、こうした資本所有の条件から、定息は所有資本に対する利潤(利子)または機能資本に対する利潤(企業者利得)であるとし、あるいは預金、貸出し等の融資に対する利子または投資に対する配当利潤であるとする等の各様の見解を生じることとなっている。たとえば、公私合営の社会主義的性格を先ず重視し、資本家の資本使用権の喪失に着目して、すでにそこでは資本家による私的所有とその全面的使用という資本主義特有の歴史条件が消滅し、これに照応して資本主義の経済範疇である利潤も消滅したとし、定息をあたかも国家銀行における預金利子や貸出利子のごとくみなし、あるいは資本の所有権と使用権の分離に注目し、これを所有資本と機能資本の分離に見立て、定息を利子うみ資本に対する利子であるとしている⁵⁾。また、定息を固定利子(fixed interest)と訳出し、包括的に預金利子や貸出利子と同一範疇とし、あるいは定息にいたる利潤分配制度の沿革を辿り、株式から社債への転換を想定し、定息を利潤から転化した利子とみている。しかしながら、資本主義的生産関係は資本の私的所

4) В. И. Ленин. Экономика и политика в эпоху диктатуры пролетариата, 30 октябрь 1919, Институт марксизма-ленинизма (ред.), В. И. Ленин, Полное собрание сочинений, том 39, 1963, стр. 279.

5) 管大同「工商業者的社会主義道路」1957年、22頁。

有を離れて存在せず、この限り、資本家所有の資本を包含する公私合営企業は完全な社会主義企業ではなく、資本家による剰余価値の直接的収奪を否定できない。さらに、資本家所有の資本には貸借関係の必須条件である返済期限がなく、これを利子うみ資本もしくは社債と断定することも早計である。いずれにしても、定息を利子と同視することはできない⁶⁾。

おもうに、公私合営企業における公方と私方の関係は、公私合営企業の私方がすべて企業の経営外にあるとは限らないが、合資会社における無限責任社員と有限責任社員との関係に極めて近似している。この点がもし了承されるとすれば、定息は有限責任社員の出資持分に対する定率配当利潤に等しい。元来、定息は固定股息（固定株主配当、fixed dividend）の簡称であって⁷⁾、出資金に対する利潤分配の意味をもってきた⁸⁾。

それにしても、資本家所有の資本を利子うみ資本ないし社債とみなすことについて、一つの根拠はある。定息は、他面において、資本家所有の資本を国家が買いもどす代金に見立てられ、その支払は、一定期間内に、なしくずしに資本の私的所有から国家所有へ移行させることを前提としているのである。現に、定息制度の採用時には、7年の期限がぎられていた。これをあげて、定息を元利の割賦返済と考えるのである。しかし、贖買と表現される買いもどしは単なる売買ではないと規定されている。たしかに、形式上定息は一つの代価に相違ないが、それは資本家所有の資本額によって計算されるのではなく、剰余価値の形成とその期間によって決定され、資本主義企業に対する社会主義改造の進捗によって決定されるとする⁹⁾。この間の事情は、資本家に支払われた利潤総額がすでにその所有する資本総額を超過し、しかも7年の期限以後も依然として定息支払が継続されていることによって推察されよう。

今、資本家の取得する利潤総額はその所有する資本総額を超過したと述べた

6) 關於社会主義企業盈利問題的討論、「新華月報」総第212期、1962年6月、67-68頁；薛暮橋・蘇星・林子力「中国国民經濟的社会主义改造」1959年、147頁。

7) 管大同「国家資本主義的高級形成—公私合営」1950年、27頁。

8) 管大同「工商業者的社会主义道路」、20-30頁。

9) 吳承明、我國对資產階級的贖買形成、「新華半月刊」総第99期、1957年1月、74頁。

が、この利潤は定息のみによるものではなかった。買いもどしは、公私合営企業における定息に止まらず、それ以前の私営企業における股息、私営企業および公私合営企業における四馬分肥の股息もまた買いもどしの方式であった。

買いもどしは、資本主義企業に対する社会主義改造の一方法である。社会主義企業と資本主義企業が併存する経済構造において、経済の社会主義化は、私営企業の消滅と国営企業の生成、発展に外ならない。私営企業を消滅させる方法として、強制淘汰・没収および買いもどしの三つがあげられる¹⁰⁾。強制淘汰は、国家が原料と資源を掌握し、生産と経営を統一的に配合する条件の下で、私営企業を計画に組入れず、原料を供給せず、任務を与えず、資源を分配しないで、私営企業の自滅を待つ方法である。没収は、私営企業を無償で国家が接収し、国営化する方法である。強制淘汰と没収の方法は、国民経済と人民福祉に利益しない企業および大ブルジョア階級と官僚資本家の企業に対して採用されるのみで、一般には適用されなかった。買いもどしは、一定の貨幣額を支払い、一定の期間内に私営企業を国営化する方法であって、実際には利潤分配をこれに代替している。買いもどしの方法が最も普遍的に採用された。いうまでもなく、権力の側からすれば、買いもどしは義務でなく恩恵であって、資本家の権利として主張される性格のものではない。したがって、資本主義企業の世界主義改造において、強制淘汰と没収の暴力的・一挙的・機械的方法を採用せず、専ら買いもどしの平和的・漸進的・選別的方法を採用したについては、それ相応の主観的・客観的また政治的・経済的諸条件がなければならない。すなわち、民主集中制に基づく連合独裁は、労働者・農民とともにブルジョア階級の政権参加を認める政体であって、その上で労働者の指導性を確保し、プロレタリア独裁の機能を基本的に果たしており、プロレタリアの階級的意識の高揚と相まって、プロレタリア階級の主観的力量は鞏固であり、その政治的地位は安定していた。しかも、ブルジョア階級の中核は劣弱な中・小ブルジョア階級であり、かつて労働者や農民と同様に帝国主義と封建主義の圧迫を受け、単独

10) 白瑞西「改造資本主義工商業的道路」1956年、5-7頁。

で革命を進行できず、民主革命の過程において、労働者の指導の下に労働者・農民と同盟関係を持ってきた。ブルジョア階級の企業は、各種の形式の国家資本主義を通じて改造され、彼等の活動はその基盤において制約され¹¹⁾、もはや「おそれるに及ばなく」¹²⁾ になった。このため、ブルジョア階級に平和的・漸進的方法を採用し、各企業の具体状況に即応する国家資本主義の形式と型態を適用する選別的方法を採用することが可能であり、また当然でもあって、これによってプロレタリア階級の指導と独裁を破壊する危険はなかった。社会主義国の発展と相互の協力によって、外部からする反動的な干渉が国家の独立を脅かす危険も考えられなかった。こうした条件に加えて、破壊された経済を回復し、発展させ、人民、特に農民の広大な需要を充足することが要請され、国营企業へ全面的に依存できない現状において、私営企業を利用し、発展させることが必要であった。さらに、ブルジョア階級の持つ知識と技術を活用することが企業の後進性を解消し、近代化する上で不可欠であった。たとえば、機械・化学・陶器・ゴム等の企業において、資本家とその代理人の20%が生産技術に熟達した専門家であり、上海では製菓工業の資本家中、大学以上の学歴を持つもの38.4%、技術者22.7%をしめていた¹³⁾。彼等の知識と技術を活用することは、社会主義にとっても必要であり、その発展に有利であった¹⁴⁾。

国家資本主義は、その一端が資本主義、他の一端が社会主義に結びつく過渡的性格の経済成分である。資本主義の一端から社会主義の一端にいたる過程に、順次初級・中級・高級の国家資本主義が連鎖的に位置している。初級・中級の国家資本主義企業はなお純然たる資本主義企業であるが、高級の国家資本主義企業はすでに半社会主義企業に転質している。初級から中級へ、中級から高

11) 廖蓋隆「中国的社会主義改造」1955年、141-179頁。

12) В. И. Ленин, О «левом» ребячестве и о мелкобуржуазности, 5 май 1918, Указ. соб. соч., том 36, 1962, стр. 303.

13) 管大同「工商業者の社会主義道路」12頁。

14) В. И. Ленин, IX съезд РКП (б), 29 марта-5 апреля, 1920, Указ. соб. соч., том 40, 1963, стр. 252-253; В. И. Ленин, О продовольственном налоге, 21 апреля, 1921, Указ. соб. соч., том 43, 1963, стр. 215.

級へいたる変革において、国家の指導と監督は次第に原料仕入れ・生産・生産物販売もしくは商品仕入れ・商品販売の全環節に及び、外部から内部へ深化し、臨時的なものから經常的なものに進展する。

国家資本主義の初級形式には、收購（買上げ：国営商業や合作社商業が私営工業からその生産物を買上げる）・批購零銷（卸買い小売り：私営商業が国営商業や合作社商業から商品を現金で仕入れ、規定の小売価格で販売する）・經銷（取次ぎ販売：批購零銷と同一範疇に属するが、中間卸売商を対象とする）があり、收購は1950年と51年上半年に普遍的となったが、その後の発展はなく、重要な地位をしめることはなかった。中級形式には、加工（委託加工：国営企業や合作社が原料または半成品を私営工業に提供して加工を委託、加工料を支払う）・訂貨（注文生産：国営企業が私営工業に生産を発注、必要あれば契約金の一部を前払いし、あるいは原料の一部を支給する）・統購（統一買上げ：いわゆる供出制で、綿糸・綿布等の重要商品を国営商業が私営工業から一括買上げ、私営工業の自由な販売を禁止する）・包銷（請負販売：国営商業が私営工業の生産物の販売を請負う）・代銷（代理販売：私営商業が一定の保証金をつみ、国営商業の販売を代理する）・專業代銷（専門品代理販売：代銷と同一範疇に属するが、特定商品のみを取扱う）・代購（代理買上げ：私営商業が国営商業や合作社商業を代理して特産物を買上げる）・公私連購（公私連合買上げ：公私の商業が出資し、共同して特産物を買上げる）・代進代出（代理輸出入：国営商業が商品の輸出入業務を私営商業に委託する）があり、一般に採用された型態は加工・訂貨・經銷・代銷であって、他は短期的・臨時的に採用されたにすぎない。高級形式は公私合営であり、国家と資本家が共同出資し、經營する型態であって、国家資本主義の典型である。私営企業の公私合営化には、一企業毎に合営化を進める個別公私合営化方式と、一地域ないし同系統の諸企業が一斉に公私合営化し、合併を伴い、当該諸企業が一個の企業單位に改組され、指導・生産經營・人事・財力配分・損益計算の統一を実現する全行業公私合営化がある。前者は1953年、後者は1955年以後一般化した¹⁵⁾。

15) 万黎，我国国家資本主義的現有形式，「新華半月刊」總第77期，1956年2月，53-4頁。

国家資本主義は、資本主義企業に対する社会主義改造の具体方式であるが、その基礎にある私営企業対策の一般原則は、利用・制限・改造であった。1949～52年の回復期には利用と制限、1953年以後の計画期には制限と改造の原則が主として採用され¹⁶⁾、これに照応する国家資本主義の形式が適用されたのである。すなわち、回復期には初級・中級の形式が一般的であり、たとえば、1952年、加工・訂貨は私営工業総生産額の59.5%に達し¹⁷⁾、計画経済期には高級形式が普遍的となり、1956年末、公私合営企業は私営工業生産総額の99.6%、従業員の99%、私営商業総販売額の82.2% (合作社商業をふくむ)、店員の85.11%をしめ¹⁸⁾、資本主義企業の社会主義改造は基本的に完了したのである。利用・制限・改造の原則は、上述のように時系列的・段階的に実施されるとともに、各産業の性格に即応して同時的・選別的に実施されている。すなわち、工業資本、特に民族工業資本に対しては、国民経済と人民福祉の発展に有利であるから、保護(利用)政策を採用し、原料と生産物の面における困難を解決するとし、商業資本に対しては、交換を完成することによって生産を援助するが、常に濃厚な買辦性・封建性・投機性を持っているから、制限と保護(利用)をとともに重視し、金融資本は買辦性・封建性・投機性が特に濃厚であるとし、これに対して制限を加えるというのであって¹⁹⁾、回復期中、工業・商業には国家資本主義の初級・中級形式を適用するに対して、金融業にはその高級形式を適用し、1952年末、私営金融業は、工・商業に先んじて、一個の公私合営銀行に改組、合併されるのである²⁰⁾。

16) 中国人民政治協商会議共同綱領(第30条)、1949年9月29日、政務院財政經濟委員會編「中央財經政策法令彙編(以下財法)」第1輯上冊、4頁;中華人民共和國憲法(第10条)、1954年9月20日、國務院法制局中華人民共和國法規彙編編輯委員會編「中華人民共和國法規彙編(以下華法)」1954年9月—1955年6月、9頁。

17) 倩華等「七年来我国私營工商業的变化(1949—1956年)」1957年、42頁;中華人民共和國國家統計局編「偉大的十年」1959年、32—34頁。

18) 河北北京師範學院歷史系三年級集體編「中華人民共和國史稿」1956年、204頁。

19) 北大經濟系系會、新中国的經濟結構、「新華月報」總第2期、1949年12月、204頁。

20) 三木毅、新中国に於ける私営銀錢業の社会主義改造、北海道大学「經濟学研究」13、昭和31年、195—212ページ;徳永清行・三木毅「新中国の金融機構」昭和33年、84—113ページ。

II

資本家所有の資本に対する買いもどし、すなわち利潤分配の具体方法は、社会主義改造の進捗に対応して変化してきた。この変化は、1949～52年における私営企業の股息、1953～55年における私営企業と公私合営企業の四馬分肥による股息および1956年以後における公私合営の定息の三段階に区分して考察できる。

回復期における私営企業に対する利用政策は、いわゆる自由放任的な企業活動を前提にするものではなく、制限を伴う利用であって、その最も端的な表現は、私営企業における利潤の許容と規制にみられる。この国家によって限定的に許容される利潤は、合理利潤といわれ、回復期初、工業において、たとえば加工・訂貨の場合、生産費の20～30%、商業において販売額の10%前後であった²¹⁾。合理利潤が工商間で異なっているのは、商業販売額が工業生産額より相対的に大きいことにもよるが、基本的には工業と商業の資本的屬性に基づく結果であって、さらに資本を商業から工業に移動させる政策企図によるものでもあった。ところで、合理利潤が生産費あるいは販売額を基準として算出されるところから、故意に生産費や販売額を水増しする弊害を招いた。この種の違反行為は、1951年冬～52年の間に展開された「五反運動」を通じて、徹底的に摘発されたが、矛盾は利潤を生産費と販売額から計算する方法にあるため、結局合理利潤率は、私営企業の具体状況に基づいて、資本額の年率10%・20%・30%の何れかを適用する方法に改訂されたのである²²⁾。

いうまでもなく、合理利潤がすべて資本家に帰属することはない。私営企業の利潤分配に関しては、1950年6月から開始される「工商業の調整」の過程に

21) 陳雲、在中華全国工商業聯合會籌備代表會議上的講話、1952年6月24日、中国国際貿易促進委員会編「三年來新中国經濟的成就」1953年、96頁。

22) 陳雲、前掲論文、前掲書、96頁。

制定された「私営企業暫行条例」²³⁾において、特に詳細な明文規定をもって指示されている。すなわち、独资（個人企業）・合夥（コメンダに相似する共同出資による中国独特の企業）の旧式企業については、別に規定の定めるものを除き、契約あるいは業界の慣行に従って処理し、無限公司（合名会社）・兩合公司（合資会社）・股份有限公司（株式会社）・股份兩合公司（株式合資会社）の会社組織については、当年度決算後、次の通り配分することとなっている。

一、所得税

二、欠損補填（過年度欠損の補填）

三、所得税と欠損補填を差引いた残額について

1. 公積金（法定積立金）10%以上

2. 公積金を差引いた残額について

a. 股息（出資者配当利潤）資本額の年率8%以下

b. 股息を差引いた残額について

(1) 股東紅利（出資者特別配当利潤）と重役（あるいは業務担当の出資者）・監査役・支配人・工場長等の酬勞金（賞与）60%以上

(2) 改善安全衛生設備基金（工鉱業企業15%以上）

(3) 職工福利基金と職工奨励金（15%以上）

(4) その他

以上の比率は股東總會（出資者總會）において決定され、二と三の支配は勞資協商會議または勞資双方の協議によって決定する。

所得税は、「工商業稅暫行條例」²⁴⁾によれば、工商業稅の一種で、所得額（総収入－生産費－欠損）に基づいて賦課され、3～30%の累進稅である。北京・天津の例をとれば、回復期中平均して利潤の約20%であった²⁵⁾。

公積金は事業擴張等の再投資に充当される社内留保もしくは未配当の利潤で

23) 政務院、私営企業暫行條例、1950年12月30日、中央人民政府法制委員會編「中央人民政府法令彙編（以下中法）」1949—50年、539—546頁。

24) 政務院、工商業稅暫行條例、1950年1月27日、「中法」1949—50年、543頁。

25) 章乃器「論中国經濟的改造」1951年、61頁。

ある。

股息は、株主または出資者に対する配当利潤であり、定率であることからすれば、かつて最も普遍的であった、損益にかかわらず分配が保証される官利に類似している。ただし、ここでは所得税と欠損補填を差引いた純利潤のある場合のみ実現され、官利のような資本配当、俗にいう蝸配当は禁止され、資本維持の原則が行なわれている。それにしても、利潤のない場合の未実現配当分は純利潤のある年度に考慮される優遇措置がとられている。定率配当をあわせて参照すれば、股息は株式会社における未実現配当分を将来に繰越す累積条項付優先株の配当に相当することになる。

股東紅利と酬勞金は、股息を分配した上で、さらに付加される資本家利得であって、これが実現される限り、定率配当を超えて利潤分配に参加できる参加条項付優先株の配当に匹敵する。

改善安全衛生設備基金は、作業中における従業員の傷害・死亡を防止し、健康を保全するための設備に充当される。工鉱業にあっては重機械・重器具を使用し、また危険を常に伴うことから事故も多く、他より高率の基金が要請されている。一般の企業は、したがって15%以下で、特に金融業・商業は低率であった。当基金は、表現上純利潤のある場合のみ股息を差引いた残額について考慮される任意的・臨時的な配分とみられるが、実際には義務的・経常的な拠出と考えられている。

職工福利基金は、上掲基金と同様の性格を持ち、従業員の福利施設に充当される。職工奨励金は、任務完遂の労働模範あるいは積極分子に支給される。しかし、これは労働者に対する特別賞与の意味を持たないとされている。

その他は、主として技術の改善・研究等に使用される。

私営企業の利潤分配制度は、制度自体の面からすれば、資本家にとって極めて有利であるように思われる。しかし、資金運用の面から総体的にみれば、必ずしも有利ではない。当時、中国人民銀行の定期預金は月利1.5～2%であり、年率にして20%前後であった。利潤分配において、資本家の最も確実な取得分

は股息である。股息8%は、戦前の0.6~0.8%に比較して著しく高率である。1950年12月20日現在の価格で私営企業の資産は再評価されているから²⁶⁾、新旧の対比は許されよう。ともかく、預金利子率より股息率が低位にあることは明らかであって、「私営企業暫行条例」の起草段階において、股息率を預金利子率の最高水準と合致させるべきであるとする主張が出されたが、現状での企業利潤率が年約20%であり、20%の股息は事実上分配不可能であるとされ、結局紅利等を酌量して8%に決定したといわれる²⁷⁾。

1953年、第一次五個年計画が実施され、計画経済期に移行し、資本主義企業に対する政策原則は、憲法において、いわゆる過渡期の総任務ないし総路線として「国家の社会主義工業化を逐次実現し、農業・手工業および資本主義工商業に対する社会主義改造を逐次完成する」²⁸⁾と指示され、資本主義企業の公私合営化が全面的に展開された。この時期の公私合営化は、以前から部分的に実施されていた個別公私合営化の方式によるものであって、利潤分配は四馬分肥といわれる制度であった。四馬分肥は、利潤を所得税・股息等・企業奨励金および企業公積金の四範疇に分配することから名付けられた。その分配要領は、次の通りである²⁹⁾。

一、所得税

二、所得税を控除した残額について

1. 股息・紅利および重役・支配人・工場長の酬勞金（利潤の25%前後）
2. 企業奨励金（国営企業の関連規定と企業現有の福利状況を考慮して適正に控除）
3. 企業公積金（股息・紅利・酬勞金・企業奨励金を差引いた残額）

所得税は、いうまでもなく、国家に帰属する。

26) 政務院、私営企業重估財産調整資本辦法、1950年12月22日、「中法」1649—50年、534—538頁。

27) 薛暮橋、「私営企業暫行条例」起草經過及其說明、1950年12月29日、「財法」第2輯、182—183頁。

28) 中華人民共和國憲法（序言・第10条）、「華法」1954—1965年、5頁。

29) 政務院、公私合營工業企業暫行条例、1954年9月5日、「中法」1954年、67頁。

股息・紅利・酬勞金は、私営企業においては資本家、公私合営においては国家と資本家の双方に分割帰属する。

企業奨励金は、主として労働者の福利施設の設置と改善、優秀労働者の奨励に充当され、労働者が掌握する。

企業公積金は、交通銀行に預入され、国家計画に基づいて、当該企業または他の企業に投入される。ただし、その所有権は当該企業にある。

利潤の四馬分肥における各項比率は、当然個別企業によって異なるが、大体平均して所得税35%、股息等25%、企業奨励金15%、企業公積金25%であった³⁰⁾。公私合営の場合、股息等は資本家だけに帰属することはなく、公方に対する股息等は国家に上納され、私方に対する股息等だけが資本家取得となる。資本家取得分については、従前の累積条項や参加条項に相当する優遇措置は全くなく、いかなる場合においても、股息等は利潤の4分の1を越えることはない。つまり、4分の3以上が国家に支配されるから、四馬分肥制の公私合営は4分の3以上の社会主義化を実現した国家資本主義であるといわれるのである。

四馬分肥における資本家に対する利潤分配は、「私営企業暫行条例」による股息に比べてより拘束的・限定的である。しかし、それにもかかわらず、上掲「条例」による股息と同様、労働者の生産性が高まれば高まる程利潤が大きくなり、それにつれて資本家利得も多くなる決定的な矛盾をもっている。交通銀行の行なった63単位の公私合営企業に対する調査によれば、利潤は、1950年を100として、51年113、52年228.6、53年300.9と増加している³¹⁾。要するに、四馬分肥において、生産関係と生産力との間にはなお著しい矛盾が存在していた。この矛盾は、次の定息において縮小することになった。

1955年、社会主義改造の高潮期を迎え、すべての私営企業に対する公私合営化が進行し、この段階に全行業公私合営化方式が採用され、一般的に制度化した

30) Michael Shapiro, *Changing China*, 1958, p. 90.

31) 方恩桐編「資本主義工商業社会主義改造問答」1956年、16頁。

利潤分配方式が定息である。定息制度は、すでに中国・交通の公私合営銀行および私営銀行・錢莊・信託会社が改組、合併して1952年末に成立した新華・中国実業・浙江興業・国華・聚興誠・和成・浙江第一・塩業・金城・中南・大陸・上海公私合営銀行（略称公私合営銀行）、他に公私合営の電気会社（たとえば上海閘北水電公司）、錫鉱・炭鉱等の鉱山会社において試行されていた³²⁾。

定息は、資本額に対する定率の利潤分配であるから、その実施の前提として資本家所有の資本額—私股を確定することがなければならない。これが定股、つまり資産の評価であって、1956年2月8日現在の価格で計算された。これによれば、機械・器具・設備等は新旧の程度を考慮し、国営工業部門の販売価格を参照、家屋とその他の建物および利用できる店頭装飾設備は新旧の程度を考慮し、当地家屋管理機関の評価を参照、工具と生産経営上の器具は新旧の程度を考慮し、国営工業部門の買上価格と市価を参照、成品は国営工業部門の買上価格から税金を控除、仕掛品は生産の進行程度を参照、原材料は国営工業部門の販売価格を参照、商業手持ちの商品は国営商業部門の卸売価格を参照、企業の在庫品は減価を考慮して、それぞれ評価し、企業使用の鉱山は評価せず、鉱山開発の利用可能な設備は評価、企業所有の公積金は私股に算入、企業資本から支出した職工福利基金は公積金と同じく取扱うが、すでに公股の参加がある場合には資本中の公私比率に基づいて公私双方に分割算入し、家屋と店舗（工場）が分離できない企業の生産経営に専用される生産手段は評価して私股に算入、家庭専用の生活資料は原企業者の所有とすることになっている³³⁾。定股は、公私双方の協議により実施されるが、先ず同業公会で評価の原案を作製、これと平行して、たとえば公私合営化する企業内に設置される評価委員会（労働者代表をふくむ）が評価し、両者の評価額をつきあわせ、さらに他の地区の評価状況やその他の各種経済事情を参酌して調整し、最終的に国家機関が裁定する。

32) 方思桐編、前掲書、15頁。

33) 国務院、關於私営企業实行公私合営的時候对財産清理估值幾項主要問題的規定、1956年2月8日、「中法」1956年1月—6月、284—286頁。

定股以後の公私合営企業において、資本家による定息等の蓄積分の再投資、つまり私股の増資は認められず、これに反して公股の増資は逐次行なわれ、このため私股の比率は次第に低下している³⁴⁾。

定息の一般的実施は、定股と同日の1956年2月8日付で開始され、原則として私股の1～6%とされている。1～6%の中をもたせたのは、企業の実況に適應できる弾力性を配慮したためであって、1%は利潤1%以下もしくは欠損の企業、6%は国民經濟と人民福祉に大きな、また特殊な貢獻を与えた利潤の多い企業を対象として適用される。なお、特別の事情があれば、6%を超えることも可能であって、この場合は國務院の許可を必要とした³⁵⁾。しかし、1～6%の中をもたせたことがかえって実施上の繁雜さを招き、1956年6月18日、一律5%に簡素化された。ただし、個別企業で高率を希望する場合は5%を超えることが許され³⁶⁾、さらに公私合営投資公司(主として華僑の遊資を集中するため、1950年6月以後、「工商業の調整」過程に、特に華南地区に多く設立された)を通じる華僑投資については従来の8%を据えおくことになっている³⁷⁾。定息の実施期間は、1956年～62年の7年間、すなわち第二次五個年計画終了時までとされ、工商業者の生活に困難があれば延期するといふのであった³⁸⁾。実際において、定息は1962年に打切られず、今日まで継続されている。定息実施の直前、解放日報社説は「わが国は三個の五個年計画期間内に、基本上生産手段の私的所有制の変革を完了し、社会主義社会を建設する。これは、理において当然であるばかりでなく、勢において必然である」³⁹⁾と述べているが、定息実施期間の延長は、果してこの種の見解に符合して行なわれているかどうか。プロレタ

34) 北海道香港貿易事務所, L., No. 2100, 1967年4月18日。

35) 國務院, 關於在公私合営企業中推行定息辦法, 1950年2月8日, 「中法」1956年1月—6月, 282—283頁。

36) 陳雲, 關於私營工商業的社会主义改造問題, 1956年6月28日, 「新華半月刊」總88期, 1956年7月, 52—53頁。

37) 做好定息和財產清理工作, 「人民日報」1956年2月14日。

38) 國務院副總理陳雲的報告, 1956年12月15日, 「人民手冊」1957年, 545頁; 國務院副總理兼國家經濟委員會主任薄一波的報告, 1956年12月10日, 「人民手冊」1957年, 546頁。

39) 適應新形勢, 認真作好對私營工商業的社会主义改造工作, 「解放日報」1955年12月22日, 人民出版社編「做好全行業公私合營的工作」1956年, 26頁。

リア文化大革命の新しい事態の中で、定息はすべて事実上廃止されたとも伝えられている。1967年1月9日の上海労働者造反総司令部等「緊急通告」における「没収した資本家の家屋はすべて全人民所有制の財産である……」⁴⁰⁾、同年1月18日の財貿系統革命造反派「緊急通電」における「紅衛兵が四旧を掃除し没収した財産・資金はすべて公に帰属する……」⁴¹⁾は、あるいは定息廃止を示唆しているのかもしれない。しかし、党・政府機関によって何らの法的措置が明示されていない現状では、私股が没収され、定息が廃止されたかどうかを確認することは困難である。

資本家の所有する個々の資本額は、いうまでもなく大小様々であり、したがってその取得する定息額も同様である。

資本額および定息額の実態を詳細に示すことはできないが、ある統計によれば、1954年、私営工業は約13万単位（雇用労働者10人以下9万、全体の69.2%、10人以上4万、全体の30.8%、50人以上5000、500人以上200、1000人以上10）、資本額25億元（10億6000万ドル）、人員200万人（資本家20万人、労働者180万人）、生産額103億元、私営商業30万単位、資本額8億元、人員125万人（資本家45万人、労働者80万人）、小売額46億2300万元、卸売額28億3300万元、全体として私営企業は43万単位、資本額33億元である。利潤分配についてみれば、「私営企業暫行条例」による股息・紅利・副労金は、1950～52年、上海において1企業当たり1万3000元、四馬分肥による股息は資本額の3～4%で年1億3000万元、定息は私股33億元に対して年5%の1億6500万元、出資者70万人、家族をふくめれば3500万人、1人当たり47元である。ただし、1956年上半年期の定息は5%以下であったという。定息を地域別にあげれば、1956年上半年期、天津において出資者4万人に300万元、平均75元、広東において103単位の企業の出資者1134人に

40) 上海工人革命造反総司令部等、緊急通告、1967年1月9日、「人民日報」1967年1月12日。

41) 財貿系統革命造反派反対経済主義、徹底粉碎資産階級反動路線新反撲誓師大会、緊急通電、1967年1月18日、「人民日報」1967年1月22日。

8万4479元，平均74元，開封において出資者430人に7600元，平均16元である⁴²⁾。

他の統計によれば，1956年末，公私合営企業の私股は24億元（工業17億元，商業・飲食業・サービス業6億元，交通運輸業1億元），出資者114万人，職員81万人，年定息1億200万元である⁴³⁾。私営工業の生産額は，1952年の貨幣価値を基準にして，1950年を100とすれば，51年139，52年145，53年180，54年142，55年100で，54年以後の低減傾向は主として公私合営化による私営企業の相対的減少によるものである。資本家取得の股息等は，各年の貨幣価値によって計算すれば，1950年を100として，51年137，52年65，53年88，54年37，55年28と急激に低下し，大体この間に2分の1から3分の2の減少となった。他面において，彼等の賃銀収入は20～30%の増加となっている。資本家の全収入にせめる股息等の比率は，1951年41%，55年22%，したがって賃銀の比率は60～70%となった。1950～55年，資本家に対する分配利潤の累計額は17億元，定息制度実施後の10年間5%の股息が支払われたものとして12億元，計29億元，すでに私股24億元を超過していることになる⁴⁴⁾。しかも，定息は無税である⁴⁵⁾。

上述の出資者114万人中，64.5万人は出資額2000元以下，2000～1万元が11万人余で，資本家の80%は年定息180元以下である⁴⁶⁾。しかし，わが国の水準からすれば，大資本家といわれる高所得者もなくはない。これらの大資本家は，ほとんどが上海に居住している。上海には約9万人の資本家があり，其中最も多額の定息取得者は，榮一族の主宰者榮毅仁⁴⁷⁾（申新紡績。1966年8月現在，上海市副市長・同織維工業局副主任）であって，6紡績工場に資本を所有し，その額4800万元（72億円，1元＝150円で計算）に対する年定息240万元（3億6000万円），昭和42年のわが国長者番付第3位（鹿島守之助，3億3139万円）をやや上回る高額であ

42) Cheng Chu-yuan, *Income and Standard of Living in Mainland China*, Vol. 1, 1957, pp. 131-144.

43) 薛暮橋・蘇星・林子力，前掲書，146頁。

44) 吳承明，前掲論文，前掲半月刊，74-75頁；管大同「工商業者的社会主义道路」14頁。

45) Robert Tung, "The Sins of the Capitalists", *Far Eastern Economic Review*, Vol. LIII, No. 10, September 8, 1966, pp. 441-442.

46) Michael Shapiro, *op. cit.*, p. 99.

47) Union Research Institute (ed.), *Who's Who in Communist China*, 1965, pp. 288-289.

って、彼は大邸宅に住み、下男2人を雇い、乗用車2台(1台は西独製)を持っている。同じ繊維関係には、劉念知(上海毛織)の年定息100万元(1億5000万円、上掲長者番付第16位北沢国男、1億5008万円に相当)、胡中一(上海華華毛織、中国人民代表大会代表)の年定息8万元(1200万円)があり、胡中一は、自企業が公私合営化した1956年以後、副支配人としてさらに月給380元(5万7000円)を支給され、三階建の家に住み、下男2人を雇い、乗用車1台(1960年型ジャガー)を持っている。郭琳爽(上海永安公司、上海第一の百貨店)も著名な大資本家で、他に年定息6万元(900万円)、イギリス首相級の年取ある資本家もいるという。中資本家の例をあげれば、湯蒂因(華孚万年筆、女性)の年定息2000元(30万円)、月給と手当232元(3万4800円)がある⁴⁸⁾。

上海における消費物資の諸価格は極めて低廉であった。1966年当時、たとえば一流映画館の観覧料上等席で65分(98円)、大世界(有名な総合娯楽場)の全館観覧料25分(38円)、馬鈴薯1キログラム20分(30円)、キャベツ1個6分(9円)、豚肉500グラム90分(135円)、鶏卵500グラム75分(113円)、郵便料金封書筒4分(6円)、開封書筒2分(3円)、航空便10分(15円)、外国便8分(12円)、新聞1部朝刊4分(6円)、夕刊2分(3円)、乗車賃バス5~13分(8~20円)、電車3~12分(5~18円)、トロリーバス4~7分(6~11円)、紙巻煙草20本入り1箱11~50分(14~75円)、アイスクリーム15分(23円)、同大型80分(120円)等々であり、国家貸与の標準的住宅の賃貸料は1月1人当たり1元(150円)である。ただし、耐久消費財は比較的高価で、自転車(中国産)125元(2万1000円)、腕時計(スイス製ユニカ)150~250元(2万2500~3万7500円)、ラジオ高級品(上海型、3ウェーブ、6球)145元(2万1750円)、他に100元(1万5000円)、30元(4500円)もある。一般労働者で1人50元(7500円)の月収があれば、半分は貯蓄できるという。平均的な3人家族の月生計費は、大体40元(6000円)たらずである⁴⁹⁾。既述の胡中一は月生計費として700元(10万5000円)を支出、家族構成が大きいと

48) "The Role of Capitalist in China", *Far Eastern Economic Review*, Vol. XIII, No. 2, January 10, 1957, p. 35; Robert Tung, *op. cit.*, pp. 441-442; Michael Shapiro, *op. cit.*, p. 99.

49) Robert Tung, *op. cit.*, p. 442.

はいえ、40元の生計費に比較して、その裕福さがうかがわれよう。

資本家の中には、上掲の物価等から推測できるように、所得を全部消費できず、大部分を預金・公債購入にむける場合が多い。プロレタリア文化大革命下において、これらの預金等を国家に返上することも云々されている。資本家所有の資本と預金等は、法的には相続可能であるが、相続人はこの労働搾取の結果を引継がず、相続権を放棄し、国家に返還するのが一般であるという⁵⁰⁾。

50) 北海道香港貿易事務所、前掲文書。